

秋田市立秋田商業高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめに対しては次のような考え方や認識が必要である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの集団、場面でも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは、その内容により暴行、恐喝、強要、名誉毀損などの刑罰法規に抵触する犯罪である。
- ④ いじめは、気づきにくく、発見しようとしなければ発見できない。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ⑥ いじめは、入れ替わりながら被害者にも加害者にもなる場合がある。
- ⑦ いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」など集団全体に関係する問題である。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域が、一体となって取り組む問題である。

2 いじめの未然防止のための取り組み

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。生徒一人一人の規範意識を高め、家庭や地域と連携した道德教育の充実を図るとともに、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、体験活動の充実を図ります。

(1) 人権教育と道德教育の充実

学校の教育活動全体や道德教育を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重しあえる態度や、豊かな人間関係を構築できる能力の素地を身に付けさせます。

(2) 学校生活での体験活動の充実

生徒一人一人が授業や学校行事、部活動を通じて、自己有用感や充実感が感じられる学校生活を送れるような集団づくりや授業づくりを推進します。また、体験を通して満足感や達成感を味わうことができるように工夫しながら指導していきます。

- (3) 生徒の自主的な活動の充実
生徒会などにおける生徒主体の活動を通して、生徒達の中から「いじめを生まない学校づくり」に対する気運が盛り上がるように指導していきます。

3 いじめの早期発見の取り組み

いじめは早期に発見することが、解決に結びつきます。日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、全教職員があらゆる場面で観察し、小さな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

- (1) 学校生活アンケート（いじめ調査）の実施
年3回（1学期中間考査後・2学期中間考査後・3学期）実施し、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや調査を実施します。
- (2) 面談の実施
担任と生徒本人との二者面談や、保護者も含めた三者面談を積極的に行い、生徒の悩みや不安に対して相談にのります。
- (3) 相談窓口の周知
担任以外に、保健教育相談部職員、養護教諭が相談窓口になり、相談しやすい環境を整えます。
- (4) 「いじめ対策委員会」での情報共有
校長、教頭（2名）、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健教育相談部主任、養護教諭の10名により、「秋田商業高校いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行います。いじめ防止にかかる取組の点検・検証や見直しを行う場合など協議内容によっては、上記の教職員に加え、スクールカウンセラー、PTA会長、副会長の参加を得て、協議を行います。

4 いじめへの組織的対応

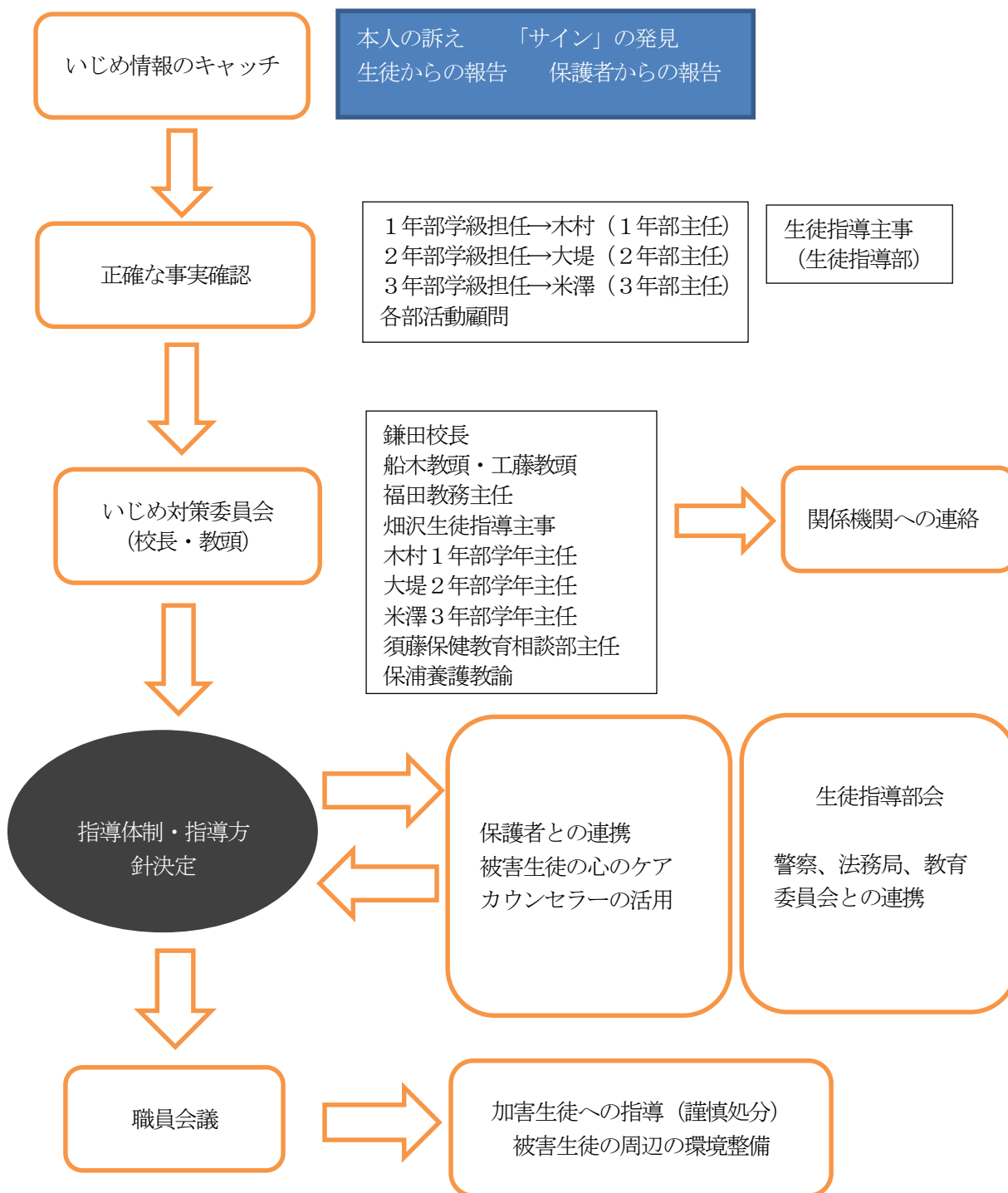
担当職員が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。当該関係機関と連携を図り、被害生徒・加害生徒への指導をしながら双方の保護者と連絡を密にして、協力しながら問題解決を図ります。

- (1) 迅速な実態把握と適切な指導・支援
被害生徒・加害生徒・その他関係する生徒から聞き取りした内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。被害生徒や保護者の不安や苦しみを取り除き、心のケアを図ります。
また、加害者に対しては自分のやった行為について認識させるとともに、反省を促します。
- (2) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整
状況に応じてスクールカウンセラーや関係機関（警察署、法務局、教育委員会、医療機関等）と積極的に連携を図ります。

(3) 保護者との連携

いじめの内容を迅速に正確に伝え、理解と協力を得るとともに、対応の経過や事後の生徒の状況について連絡を密にします。

いじめ発生時の基本的な流れ



5 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

生徒指導だよりやPTAを通し、学校のいじめ防止に向けての取り組みを説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、生徒を見守る体制づくりに努めます。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(2) 学年、学級PTAにおける説明・協議

三者面談やPTAを通じて、現在の学校の状況を説明するとともに、保護者から情報を提供してもらい、連携を図りいじめの早期発見に努めます。

(3) 相談窓口、相談機関の周知

学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介し、心のケアやいじめに対し、迅速に対応できるようにします。

(4) ホームページや緊急メールの活用

学校のいじめに対する考え、取り組みを随時更新、紹介し、意識を高めます。

6 年間計画

		委員会	備考
4月	二者面談	いじめ対策委員会	生徒指導だより
5月	学校生活アンケート		生徒指導だより
6月		アンケート分析	生徒指導だより
7月			生徒指導だより
8月	校内職員研修（外部講師）		生徒指導だより
9月			生徒指導だより
10月	学校生活アンケート		生徒指導だより
11月		アンケート分析	生徒指導だより
12月			生徒指導だより
1月			生徒指導だより
2月	学校生活アンケート	いじめ対策委員会	生徒指導だより
3月		アンケート分析	生徒指導だより

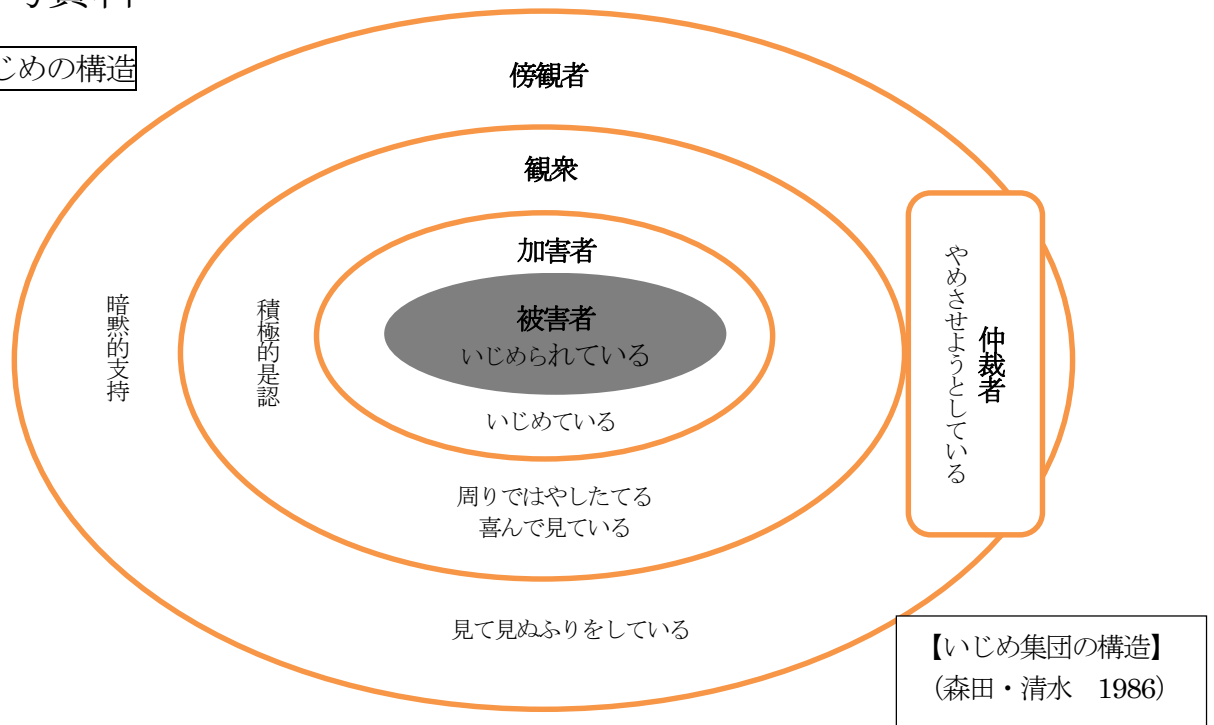
※学年ごとにPTA、三者面談を実施します

※スクールカウンセラーによる相談（月2回）

※ストレスマネジメント講座、グループエンカウンター（1年生）

参考資料

いじめの構造



いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。いじめが行われたとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているのです。

いじめを発見する具体的なポイント例

- ・いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- ・朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- ・自分から挨拶をしようとせず、友達からの挨拶や声かけもない。
- ・教師からの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- ・元気がなく、顔色がすぐれない。
- ・はっきりした理由もなく欠席する。
- ・頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- ・遅刻・早退が目立ってきている。
- ・発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
- ・次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。
- ・授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- ・教科書・ノートなどに落書きされたり、汚されたりしている。
- ・心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- ・特定の生徒が間違えたり失敗したりすると、やじられたり笑われたりしている。
- ・二人組やグループを作って学習するとき、特定の生徒が取り残されている。
- ・特定の生徒が入った係等に、他の生徒が入りたがらない。
- ・学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなるなど、学習状況の悪化がある。
- ・これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がっている。
- ・これまで仲のよかったグループから外されている。
- ・どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。
- ・教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりしている。
- ・遊びの中で笑いにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ・一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえずおどおどした様子が見られる。
- ・プロレスの遊びや〇〇ごっこのようなことに無理やり加えられている。
- ・ある特定の生徒が、異性に対して、異様な声かけやふざけとも受け取れる行為をしている。
- ・いやなあだ名をしつこく言われたり、「クラスの恥」等と非難される。
- ・他の生徒と一緒に清掃しているのに、一人だけ離れた場所で清掃している。
- ・特定の生徒だけが、誰もがやりたがらない分担・役割をさせられているようなことがある。
- ・掲示作品、背面黒板、壁、柱等に中傷や悪質な落書きがしてある。
- ・特別な理由もないのに、あわてて下校する。
- ・帰るときになって特定の生徒の下靴等がなくなっていることが分かり、捜してもなかなか見つからない。
- ・理由がはっきりしない傷・こぶ・あざ・鼻血・怪我等がある。
- ・部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。
- ・理由をはっきり言わないで、急に退部・休部を言いだした。

【いじめの早期発見・早期対応の手引 一部引用 平成19年3月 福岡県教育委員会】